

函館市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 1 号

函館市公印規則の一部を改正する規則

函館市公印規則（昭和 3 8 年函館市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 の表整理番号 1 8 の項中「および特別永住者証明書」を「（特定在留カードを含む。以下同じ。）および特別永住者証明書（特定特別永住者証明書を含む。以下同じ。）」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 4 日から施行する。